参考資料

関係法令

河川法

1. 施工管理関係法令 地方自治法 (昭和22年法律第 67号)及び同法関係法規 建設業法 (昭和24年法律第100号)及び同法関係法規 労働基準法 (昭和22年法律第 49号)及び同法関係法規 労働災害補償保健法 (昭和22年法律第 50号)及び同法関係法規 職業安定法 (昭和22年法律第141号)及び同法関係法規 健康保険法 (昭和11年法律第 70号)及び同法関係法規 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)及び同法関係法規 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)及び同法関係法規 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)及び同法関係法規 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第 33号)及び同法関係法規 労働安全衛生法 (昭和47年法律第 57号)及び同法関係法規 出入国管理及び難民認定法 (平成 3年法律第 94号)及び同法関係法規 道路法 (昭和27年法律第180号)及び同法関係法規 道路交通法 (昭和35年法律第105号)及び同法関係法規 道路運送法 (昭和26年法律第183号)及び同法関係法規 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)及び同法関係法規 砂防法 (明治30年法律第 29号)及び同法関係法規 地すべり等防止法 (昭和33年法律第 30号)及び同法関係法規 軌道法 (大正10年法律第 76号)及び同法関係法規 電気事業法 (昭和39年法律第170号)及び同法関係法規 消防法 (昭和23年法律第186号)及び同法関係法規 測量法 (昭和24年法律第188号)及び同法関係法規 計量法 (平成 4年法律第 51号)及び同法関係法規 建築基準法 (昭和25年法律第201号)及び同法関係法規 都市公園法 (昭和31年法律第 79号)及び同法関係法規 都市計画法 (昭和43年法律第100号)及び同法関係法規 民法 (明治29年法律第100号)及び同法関係法規 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)及び同法関係法規 公害対策基本法 (昭和42年法律第132号)及び同法関係法規 公害対策基本法 (昭和42年法律第132号)及び同法関係法規 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)及び同法関係法規 旭川市公害防止条例 (昭和46年4月1日旭川市条例第132号) 環境基本法 (平成 5年法律第 91号)及び同法関係法規

(昭和39年法律第167号)及び同法関係法規

水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)及び同法関係法規 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)及び同法関係法規 作業環境測定法 (昭和43年法律第 97号)及び同法関係法規 自然環境保全法 (昭和50年法律第 28号)及び同法関係法規 土壤汚染対策法 (平成14年法律第 53号)及び同法関係法規 じん肺法 (昭和35年法律第 30号)及び同法関係法規 騒音規制法 (昭和43年法律第 98号)及び同法関係法規 振動規制法 (昭和51年法律第 64号)及び同法関係法規 (昭和45年法律第137号)及び同法関係法規 廃棄物処理及び清掃に関する法律

再生資源の利用促進に関する法律 (平成 3年法律第 48号)及び同法関係法規

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12年法律第104号)及び同法関係法規 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成12年法律第113号)及び同法関係法規 土木工事安全施工技術指針 (平成5年3月31日建設省技調発第79号の2改訂) 建設工事公衆災害対策要綱 (平成5年1月12日建設省経健発第1号)

道路工事現場における標示施設等の設置基準 (昭和37年8月30日道発第372号) 掘削用車両系建設機械を用いて行う土留め支保工の組立等の作業に関する労働安全

衛生規則第164条ただし書きの適用について (昭和57年3月24日基発第202号)

2. 水道局関係法令

水道法 (昭和32年法律第177号)及び同法関係法規 下水道法 (昭和33年法律第 79号)及び同法関係法規 旭川市水道事業給水条例 (昭和33年11月15日旭川市条例第29号) 旭川市下水道条例 (昭和38年1月9日旭川市条例第1号)

旭川市給水工事指定店規程 (平成10年3月31日水道事業管理規程第2号)

旭川市排水工事指定店条例 (平成12年3月31日旭川市条例第93号) 旭川市簡易水道条例 (平成 8年3月29日旭川市条例第16号)

3. 参考文献

土木工事共通仕様書 (北海道建設部監修)

コンクリート標準仕様書 (土木学会)

アスファルト舗装要綱 (日本道路協会) 水道施設設計指針 (日本水道協会)

水道維持管理指針 (日本水道協会)

給水装置工事技術指針 (給水工事技術振興財団) 給水装置工事の手引き (給水工事技術振興財団)

給水装置工事設計施工指針 (札幌市水道局給水部) 水道工事施工要領 (旭川市水道局·建設課)

水道水に関する問い合わせ,苦情,相談事例集

(日本水道協会北海道地方支部常設水質委員会)

排水設備実務要領

下水道排水設備指針と解説

(旭川市水道局・サービス課)

(日本下水道協会)

直結給水システム導入ガイドラインとその解説

(厚生省監修・水道技術研究センター)

(全国給水衛生検査協会)

(ビル管理境域センター)

(建設省監修・日本建築センター)

(日本給水用防錆協会)

簡易専用水道検査実務マニュアル 新 貯水槽の衛生管理

給排水設備技術基準·同解説

給水用防錆剤及び新管理基準

その他給水装置工事に関する文献

用語の定義

水道事業者

「水道事業者」とは、厚生労働大臣等の経営認可を受けた者をいう。

給水装置

「給水装置」とは、水道利用者(需要者)に水を供給するため水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結した給水用具をいう。

給水用具

「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具、及びこれらに接続される設備等をいう。

クロスコネクション

「クロスコネクション」とは、当該給水装置以外の水管その他給水装置でない設備と直接連結することをいう。

負圧破壊装置(大気圧式バキュームブレーカ)

「負圧破壊装置(大気圧式バキュームブレーカ)」とは、給水装置において負圧による逆流を防止するために、負圧部分へ自動的に空気を導入する機能を持った器具で、常時水圧のかからない部分に設けるものをいう。